

事 務 連 絡
平成 24 年 3 月 19 日

各都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審査室長

審査請求関係書類の個人情報管理の徹底について

保有個人情報管理の徹底については、平成 22 年 11 月 30 日付け地発 1130 第 2 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底等について」（以下「地方課長内かん」という。）等により指示されているところであるが、今般、審査請求事案の処理に当たり、労働者災害補償保険審査官が審査請求人の氏名が記載されたエックス線フィルムを調査のために庁外に持ち出した際、電車の中に置き忘れ紛失した（乗客が発見し駅に届け出たため翌日回収した。）という事案が発生した。

地方課長内かんによれば、個人情報に記載された行政文書を持ち出す場合には、課長の指示を受け必要最小限の範囲内のものとするところとされているところ、この事案では、個人情報に記載されたエックス線フィルムの庁外への持ち出しに際して課長の指示を受けていなかったものである。

については、同種事案の再発防止のため、下記の通知に示された事項を再確認し、審査請求関係書類の個人情報の管理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成 22 年 11 月 30 日付け地発 1130 第 2 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底等について」の記の 3 の（4）
- 2 平成 22 年 12 月 27 日付け基労補発 1227 第 3 号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」の別添「過去の情報漏えいの事例と再発防止対策（参考）」の（2）の事案 3